

明治二年八月八日
文部省検定済

小正徳修身經

卷四

本弘道會々長 西村茂樹校定
學士 天野爲之謹輯 生徒常科

東京富山房藏版

勅語

朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
我が臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ
此レ我が國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ比ニ存ス爾臣民父母ニ
孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信ジ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ボ
シ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ
以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ是ノ如キハ獨リ朕ガ忠良ノ臣民タ
ルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我が皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ
所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ情ラス朕爾臣民ト俱ニ
舉々服膺シテ咸其德ヲニヒシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

勅語奉答

勝安考作

あやに畏き天皇の
あやに尊く畏くも下り賜へり大勅語の
是ぞめでたき日の本の國の教の基なるる
あやに畏き天皇の勅語のまゝに勅みて
あやに尊き天皇の大御心に答へまつらむ

小學修身經卷四

尋常科生徒用

目錄

- 第一課 尊皇 第十課 謙讓を守るべきと
第二課 岩原道眞公 第十一課 正直
第三課 孝行 第十二課 謹慎
第四課 川井正直の孝行 第十三課 出来助の立身
第五課 きう女祖母に事ふ 第十五課 佐藤直方
第六課 友悌 第十六課 改過
第七課 長右衛門 第十七課 土屋總藏の語
第八課 (水はうつは) 第十八課 女子訓
第九課 細井徳民 第十九課 河額春女

第二十課 修學

第三十二課 高橋傳五右衛門の事

第二十一課 城保己一

第三十三課 博愛

第二十二課 勸勉

第三十四課 和氣法均のはなし

第二十三課 中島藤右衛門の事

第三十五課 剛毅

第二十四課 節儉

第三十六課 高田屋嘉兵衛

第二十五課 級部道弘の倫約

第三十七課 名和長年王事に勧め

第二十六課 忍耐

第三十八課 違法

第二十七課 「底ひなき」の歌

第三十九課 愛國

第二十八課 原田左馬之助

第四十課 勅語を奉戴すべし

第二十九課 報恩

第三十一課 公益

第三十二課 元助主恩を忘れず

第三十三課 公益

小學修身經卷四

尋常科

西村茂樹校定

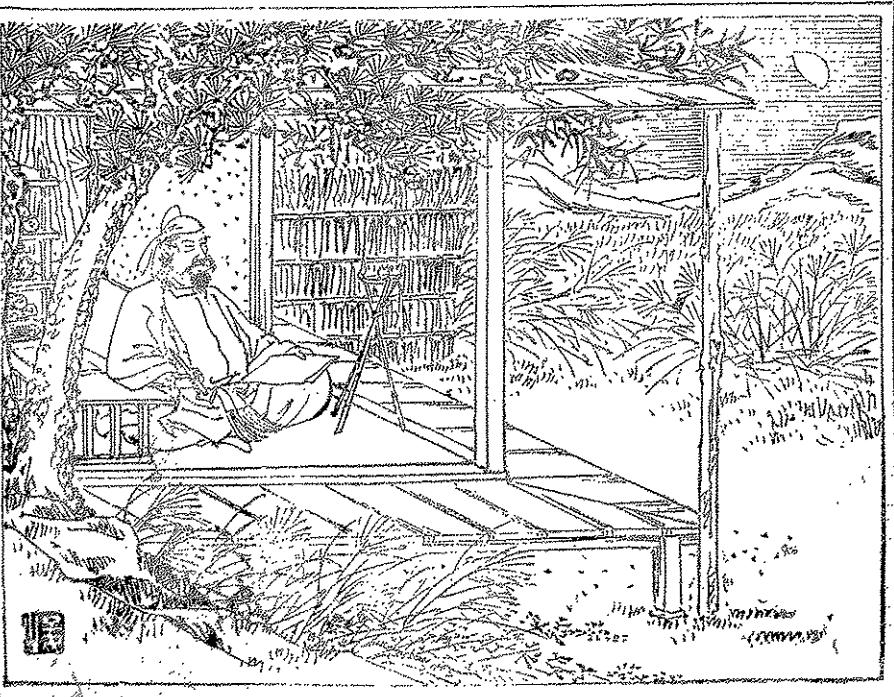
第一課 尊皇

わが大日本國を治めたまふ 天皇は、か
くも天照大御神の御裔にして、れ
ばむかより今に至るまで、御系統一す
ちに傳はり、皇威いや榮にに榮にて、寶祚

の隆なることは天地と窮りなし。これわが國体の萬國にすぐれたる所以なり。われらはすべてとの國の臣民なれば、皇室を宗家とあふぎ、天皇を敬ひ奉りて、忠勤をつくすべし。これわが祖先よりなり。來れるるところにて、われらが一日も忘るまじき事なり。

第二課 菅原道眞公

菅原道眞は、參議是善の第三子にして、幼き時より學問を好み、材德人に対するのみならず、忠義の志また深かりう人なり。



權つよくわがまゝの振舞ればかり」を
宇多上皇慨かせたまひて、道眞をして
醍醐天皇を輔佐せしめたまひ「かば、道
眞恩命の有難きに感じ、身をさゝげて君
恩に報い奉らんと、日夜心をくださたり」
かかるに、時の左大臣藤原時平、道眞の威
名をねだみ、なき罪を構へて、天皇を欺
き奉り「かば、道眞つひに官をやめられ、

筑紫の國に貶せられたり。
されど道眞は、配所にいたりてのちも、つ
ねに天皇の御事を忘れず、かつて賜は
り了御衣にむかひて、毎日禮拜を忘らざ
りきとう。

第三課 孝行

あられらが生れいづるより、成人するまで、
父母のなしたまふ辛苦はいかばかりう。

をさなきときはかひなにいだき、私房を
ふくませ、一日も早く成人せよとねがひ。
やゝ長じては學問を習はせ、技藝ををして
いたましくやまひあればみにかへても
速にいえんととを祈るなど、父母はつね
に子のために身体を苦め、心をいたまし
むるものなり。されば人の子をしては、こ
の大恩をわするゝことなく、つねに孝行を

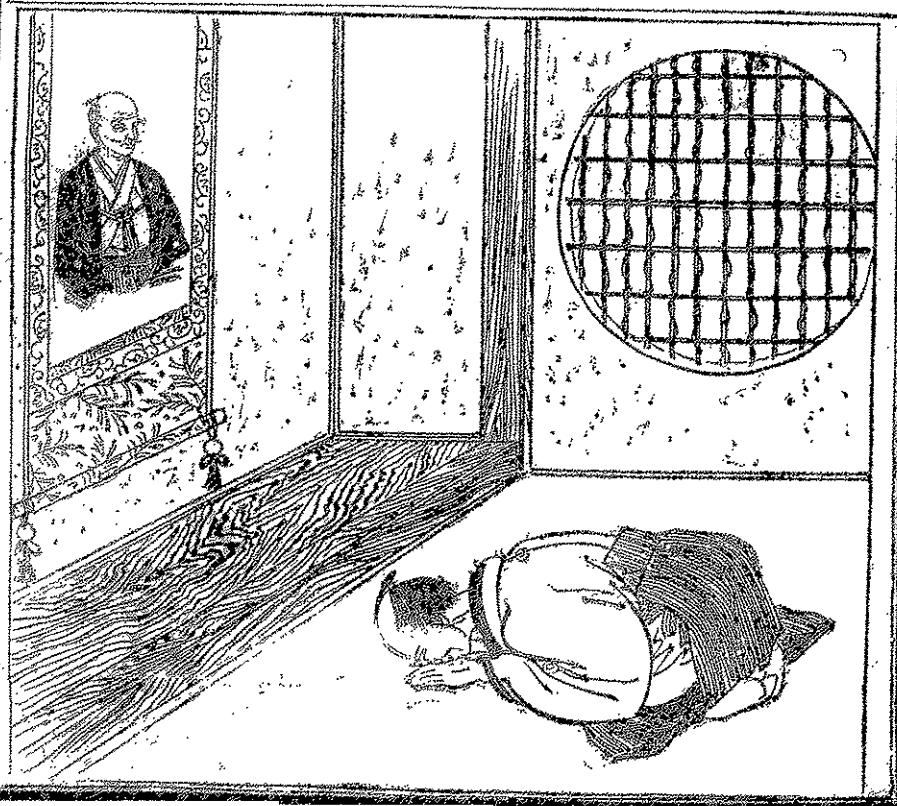
つくりて、父母の體を養ひ、父母の心を安ん
づべり。いかにすぐれたる才能ありとも、父
母に不孝なるものは、人にして人にあらず。
父母はつねに其子の立身出世を願ふも
のなれば、れのく學をはげみ、業をつとめ、
世に仰がるゝほどの人となり、父母の名を
も顯すべし。これ孝の最も大なるものなり。
人のれやの心はやみにあらぬども子をたもう

第四課 川井正直の孝行

川井正直は京都室町の人なり。年五十の頃、小學といふ書を読みて、はじめて父母を敬ろうかにせりことを悔い、うれよりのちは生れかはりたる如き孝行の人となり、父母酒をきらひしかば、あが身を酒をたちてのまず、うの外父母のいみぎら

ひとことは、改め
ずといふこととな
かりき。

うののち父病に
からりしに、正直
看病に力を盡せ
ると一方なら
ず、父うせしのち



は、かなしみにたへかねて、食も咽に下らず、母もまたつゝで世を去りしれば、哀痛とともに甚しく父母の靈を祭ること四十餘ヶ月のあひだ、始終一日の如くなりき。さてうれよりのちも、父母を慕ふ心はよしく、かく人とかたりてなき父母の事に泣よべば、涙あふれてやまざりせどいふ。

かぎりあればけふぬがすてつ藤衣はてなきものはなみだなりけり

第五課 きう女祖母に事ふ

きう女は、出羽の商人次郎兵衛といふものゝ女なり。五ツの時母にわかれ、家には六十あまりの祖母あり、家貧しくて、父は商賣に暇なかりしからば、きう女はうの頃七才なりしに、一人にて祖母の世話をな

たり。

祖母中風といふ
病になやみて、立
居も自由ならざ
り了を、きう女は
介抱いたらぬと
となきのみなら
ず、父より賜はり



小遣錢を貯へれきて、祖母がたゞめる
煙草を買ひてすゝむるなど、をさなき身
にて孝養たぐひなかりき。との事領主に聞
にて、米若干を賜はり、其志をほめられたり。

孝は百行の本

第六課 友悌

兄弟は同じ乳をのみ、同じかひなにいた
かれ、同じく父母のめぐみをうけて生長

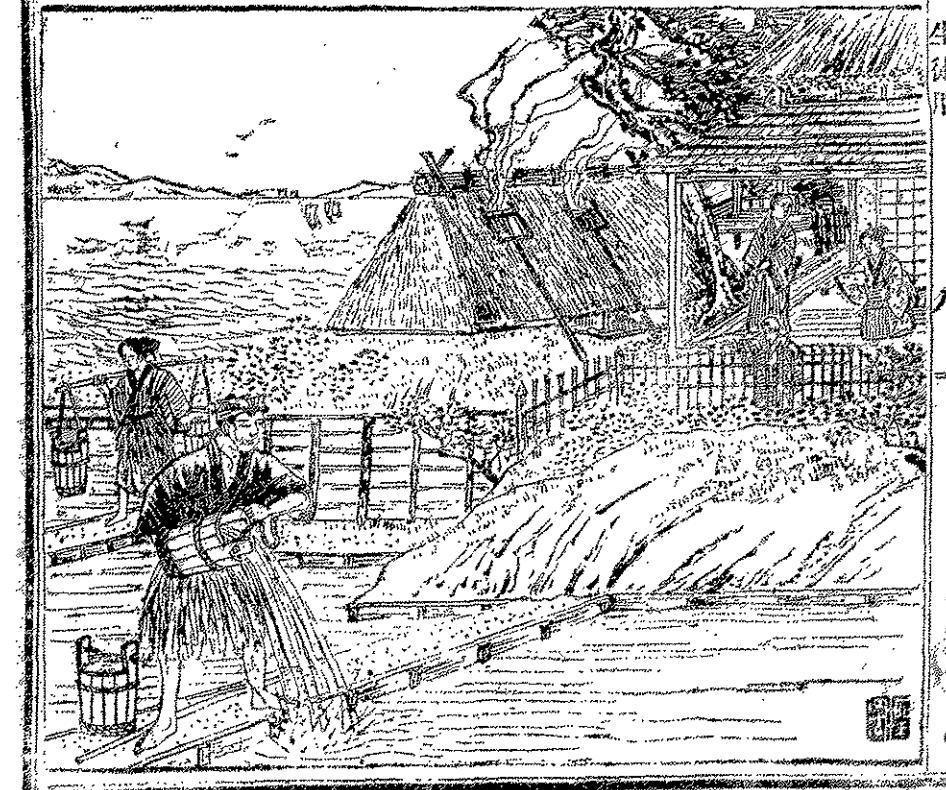
せるものなれば、父母をのうきては兄弟
ほど親あつきものなし。且人のいのち限
ありて、父母世を去るのちも、兄弟は跡に
のとりて互に相慰むることをうるもの
なれば、兄弟の親は最も久しきものなり。
されば兄は弟を愛すること深く、弟は兄
を敬することと爲く、始終渝ることなく、兄
弟相愛し、相助けて、互に家を興さんとと

をつともべし。

第七課 長右衛門

阿波國に長右衛門といふ人あり。うの兄
は左兵衛といひて、愚なるうまれつきに
て、うの日のくらゝたつるわざもうらざ
りうを、長右衛門はうの妻とともに、かひ
がひうくいたはりて、わが身はめうつか
ひのことくはたらきたり。

うののちやゝゆ
たかになりしか
ば、兄の妻子をも
むかへとりて、一
ツ家にすまはせ
しが兄は愚なる
生れつきなれば、
をりくわがま



のことをなどあれども、長右衛門夫婦はす
としも厭ふ色なく、父母につかふるが如く
事へ、兄のもすめ二人をもうれぐせぬ」と
て、よきとところへいんづかせたりといふ。

第八課 友を擇ぶべし

(一)

人と交るにはよき友を擇ぶべし。
麻の中の蓬は燒めざると自ら直しとひふ

ことあり。蓮はすぐならざるものなれども、
麻の中にまぐりて生ずるとときは、麻とさ
ともにれひたちて、直らすぐになるものなり。
人もこれと同じく、おき友に交るとときは、自
ら善き人となり、悪しき人に交るとときは、
らずじ、悪き道に入るものなり。古き語に
水は方圓の器に順ひ人は善惡の友による
といへり慎みてよき友を友とすべし。

(二)

水はうつは(皇后陛下御製唱歌)

水はうつはに、したがひて、
うのさまぐになりぬなり。
人はまぐはる、ともにより、
よきにあしきになりぬなり。
れのれにわかるよかともを、
にらびもとめて、もろともに、

心のことまに、むちうちて、
まなびのみちに、すゝむべし。

第九課 細井徳民

細井徳民は友だちと交りて極めて親切なり。かば、友だちも亦徳民に交ること兄弟の如くせり。中にも、小川某、飛鳥某といふ二人は、皆うの妻子をひきつれて徳民の家に同居し、徳民の父に事ふること

貴の親につかふ
るがごとくなり
とかば、人々これ
をみて、徳民の父
は三賢子、三孝婦
は三順孫をもちたり。
まことに幸福の人なりなど噂



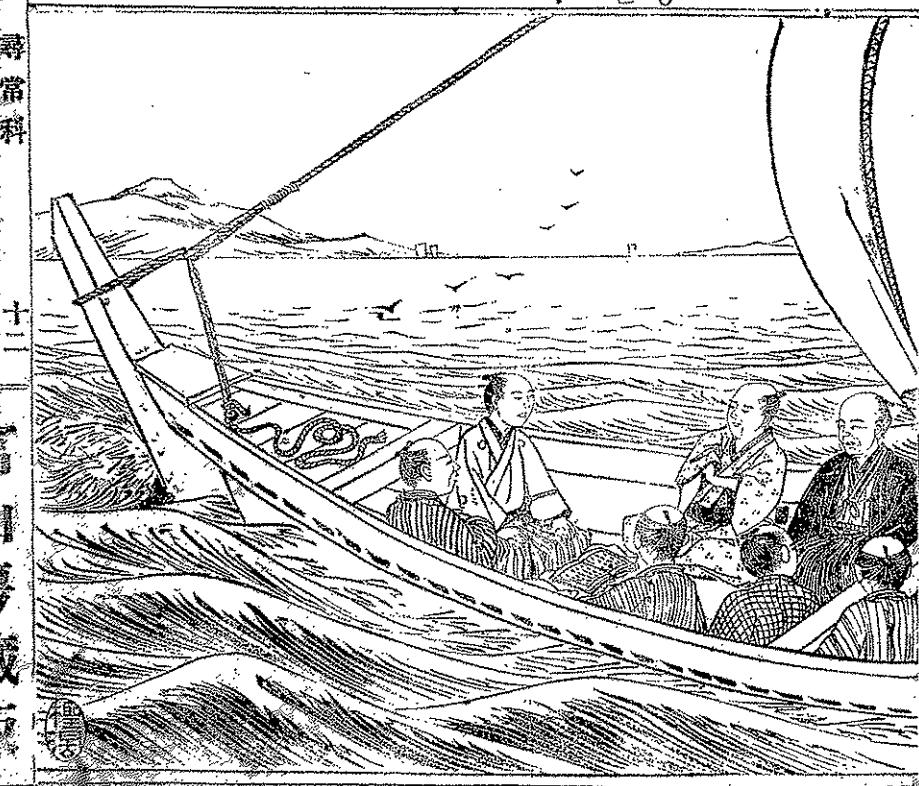
トあへりとゞ。

人と恭うして禮あれば四海のうち皆兄弟
なり

第十課 謙讓を守るべきと

人にむかひて、知りたることをほこりが
ほにいひきかすは、わが身のすぐれたる
ことを知らせんとて、かへりてうの不能
をしめすものなり。ふかく物をふれる人

ほど、からぐり
くはことばにい
ださぬものなり。
貝原益軒先生は、
よに名高き學者
なるが、ある船路
にて、乗合船の中
に一人のあかも



のありて、坐中に先生ありともしらず、もの知り顔に學問の話をなしゝを、先生はこれをもって、なにことをもいはざりしに、のち船岸につきて、れのく姓名をつぐる時、かの若者はじめて先生の姓名を聞き、さすがに恥ぢて逃げゆきたりといふ。

言ふものは知らず知るものには言はず

第十一課 正直

虚言は極めたる惡事なれば、戯にもいふべからず。一度虚言するときは、忽ち人の信用を失ひ、たとひ、まことのことをいふとも、何人も相手にせざるにいたるべし。人と約束しては必ずこれを守るべし。守りがた」と思ふことは、初より約束すべからず。一旦約してこれに背くは即ち虚

言をいひたるものなり。

第十二課 謹慎

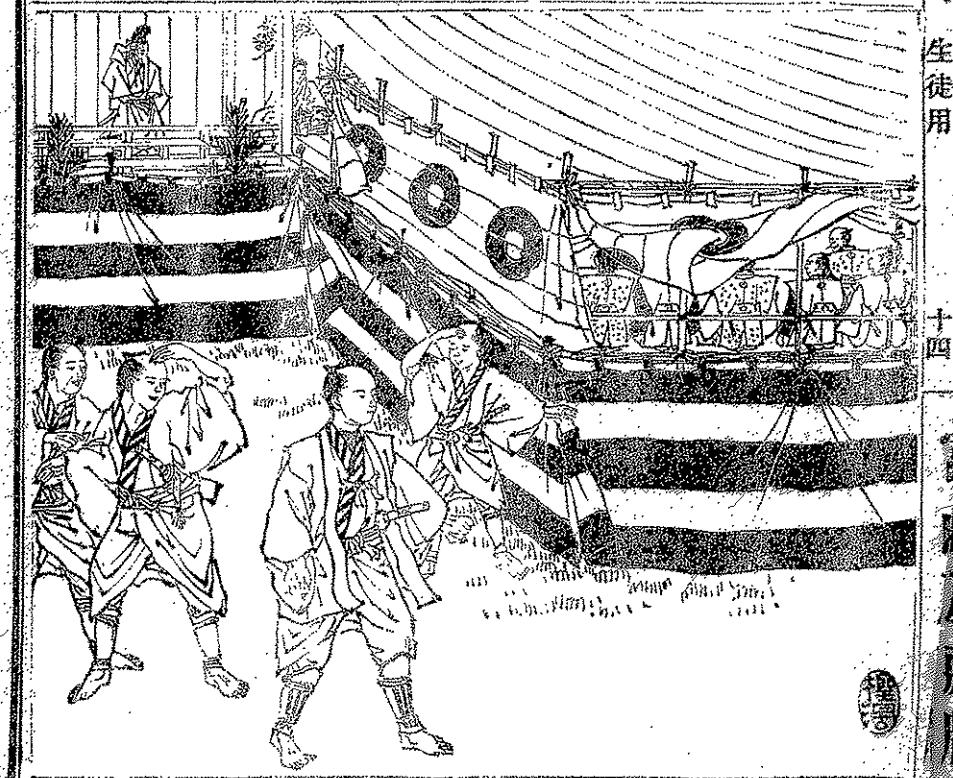
「一日の計はその朝にあり一年の計は元旦にあり」といふことあり。物事はあらかじめ其行末を思案して、大かたの計をなされかざれば、誤ること多きものなり。わかき時は血氣盛にして、前後の考もなく、目前の慾のために一生の悔をのこすこと

あり。つゝみれうるべし。すべてのこと、静に思慮してのち取掛るべし。もゝ一たびにて定めがたくは、再び三たび思案してのち行ふべし。人の一生はながきに似て長きにあらず。あかき時注意して計をなさざれば、身のれちつき定まらぬうちによはひ忽ちかたぶくべし。うのときにはいたりて百千度くゆともかひなかるべし。

第十三課

出來助の立身

豊臣秀吉公天下
を平げて、世の中
太平となりしこ
ろ、肥後の城主加
藤清正、家來と共に
能の舞を見物



せ」とき、多くの僕の中に鐵惟子をきて
脚甲をつけたるもの一人ありき。

清正はるかにこれを見て、此頃は世の中
穏にして、人々遊にふけり、不時の備をな
すものなきに、かの僕がかく用心ぶかき
は、めづらしき心がけなり、事あるときは
一かどの用に立つべきものなりとて、つ
ひに其僕に六十石を與へて、小性役に取

り立てたり。この僕は出来助といひて、草履取といふ卑き身なりしが、うの心掛よかりしゆゑ遂に清正に見いだされて、かく立身したるなり。

遠き慮なけれは必ず近き憂あり

第十四課 廉潔

人やゝもすれば他人の富貴をうらやみて、あが身の貧賤をなげく。それまことに

きたなき心なり。人はれのく身分の程を知りて、うの身分に安んずることをむねとすべし。決して他人の身分をうらやむべからず。他人をうらやむときは、よろづに不足の念起りて、心つねに安からず。わが分に安んずれば、心靜にして、貧しき中にも樂あり。

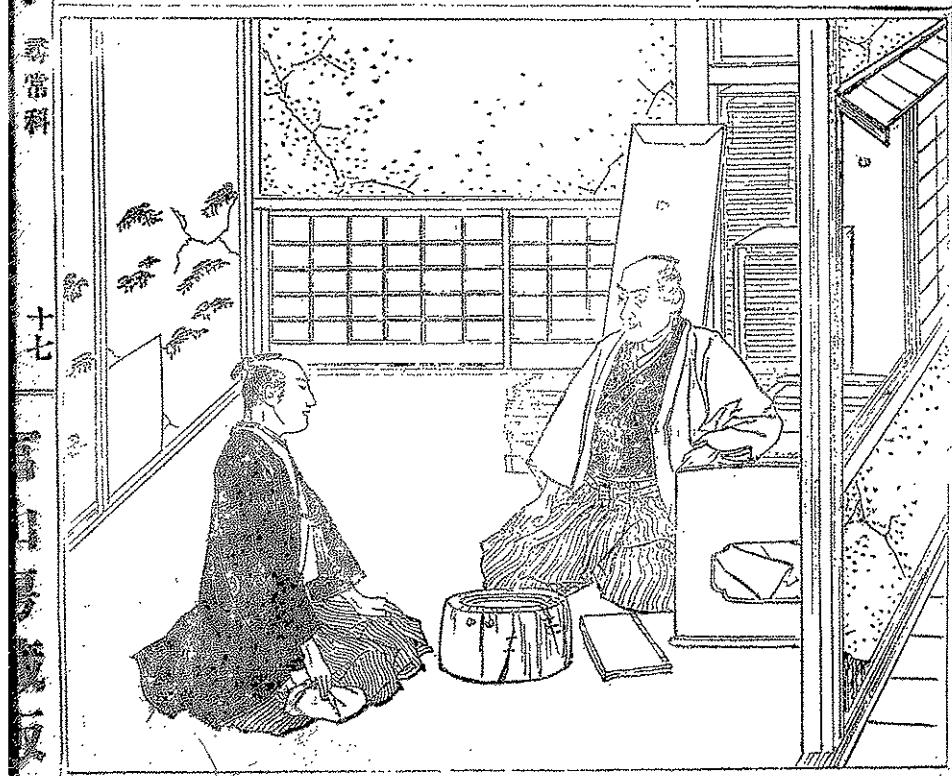
大富は足ることを知るに在り

第十五課 佐藤直方

廉士も財を愛せざるにあらずこれを取るに道あり

佐藤直方といふ學者あり、江戸にて人を教へしところ、家甚だ貧しかりしかば、門人の富めるもの氣の毒にれもひて、金子百兩をふところにして直方の家に至り、をりもあらばろの金を進めんとれもひた

り。
されど直方は、學問の話のみにて、家政のこととはことばにもいださざりしかば、かの弟子は遂にうの金を進め得ざり



かとう。

第十六課 改過

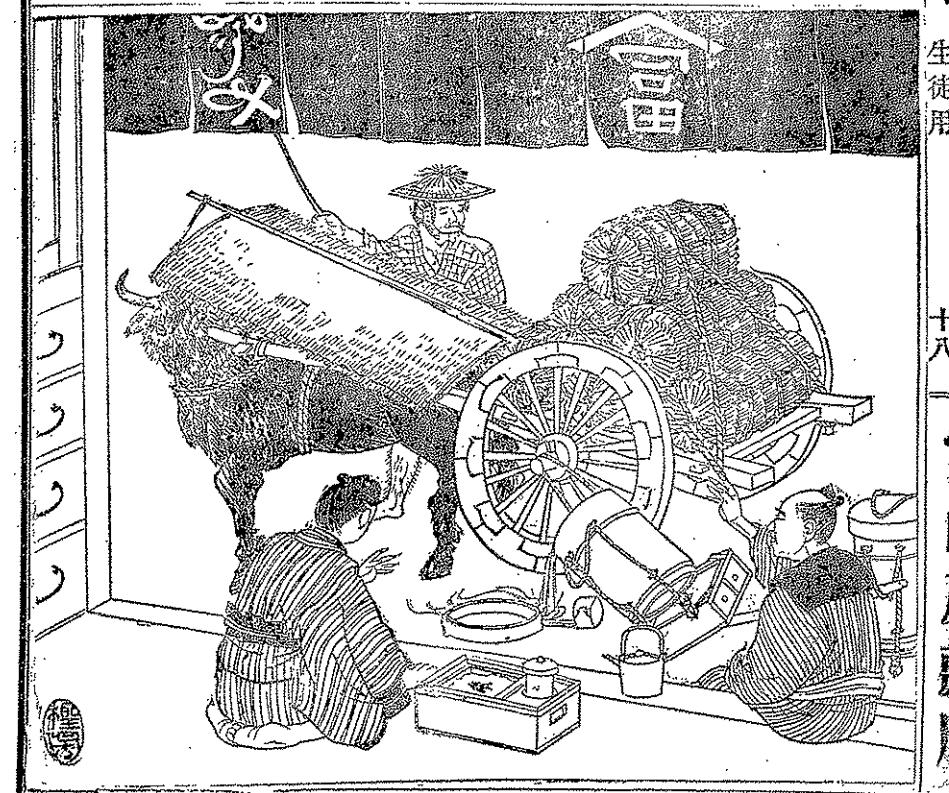
人たれか過なからん。過をしりてたゞちにこれを改むるを、よき人の行とす。過とりつゝも、これをかくさんとし、またはこれを改むるに意なきときは、其人次第にあゝき道にいり込みて、つひに大なる悪行をなすにいたるべし。つゝもべきことなり。

他人わが過をいふことあらば、まづ我身をかへりみて、うのあやまちを正すべし。決してうの人をうらむべからず。わがあやまちをいふは、わが師なりとれもふべし。

第十七課 土谷總藏の話

豊後國に土谷總藏といふものあり。性

質よからぬもの
なり」があると
き寺にて説教を
聞きはじめてわ
が行の悪かり
こと悟り、これ
より心を改めて、
生れかはりたる



如き善人となり、うののちは油を賣ること
とを業とし、日々遠近を賣りまはりたり。
ある日いつもの如く油桶を路ばたにれ
きて、人の店さきにて休み居しに、牛車を
ひける男總藏の油桶につきあたりて、油
をこぼしながら、うのまゝゆきすぎたり。
總藏うの男をよびとゞめて、うなたは他
人の油をこぼすながら、一言のあいさつ

をもせすしてゆかずぎんとす、さほどの
不實ものならば、定めて父母にも不孝な
らん、われも以前ならば、このまゝにはゆ
るすまじけれども、今は人とあらうふこ
とのあゝきことを悟りたれば、汝の不實
はゆるゝやるべし、汝も今より心を改め、
人の教を聞きて、あが行を改めよといま
しめたりと。君子は身を省みて徳を修
むことふことあり。總藏の行これに近し。

第十八課 女子訓

女はすべて、やせしくとやかなるべし。
たちゐふるまひ、とばづかひなどのあ
らくしきは、わけて、みにくきものなり。
さてやせしくとやかなるうちにも、心
のうち、たゞかにして、みだりに動かされ
ぬところなかるべからず。

人の妻となりては、よく舅姑をうやまひ、子どもををしへみちびき、まためりつかひにも目をかけてつかひ、諸事に儉約にして、家内の幸福をまさんことを心がくべし。一たび嫁入りし上は、うの家をわが家と定めて、いかなる辛苦にあふとも、立去るべからず。夫の不幸はわが不幸とれもひて、辛苦をともにすべし。

貞女兩夫に見にす

第十九課 河瀬春女

河瀬春女は五歳のとき母を失ひ、繼母に養はれゝ人なるが、うまれつき孝順にして、繼母に事ふること生母に異ならざりき。長じてのち、稻生恒軒といふ人に嫁入りせしに、妻たる道を盡しよく舅姑をうやまひ、子弟ををしへ勤儉をまもりて、少

も無用の費を
なさず、婢僕にも
よくめをかけて
つかひたり。また
裁縫等は決して
人手に委ぬること
なく、一つの器
を貰ふにても、一つ



の衣をつくるにも必ず帳面に記され
て、れちなきやうものしたり。春女年七十
七にてみまかり、枕邊に一封の書面をの
とし、をあとにて開かみしに身を修め
家を齊ふるを了へをかきのことたりと
う。

第二十課 修學

人は萬物の靈としてすぐれたるものなれ

ども、學問をつとめて智能を啓かざれば、賢き人となり難い。人とうまれて一生愚にして暮さんは、口をきき事ならずや。

學問をつとむれば物の道理を悟り、廣く世の中の事を知りて、性質思なるものも賢き人となるべし。されば幼時よりす陰をを了みて勉強し、萬物の靈たるに恥ぢざるやう心がくべし。

玉磨かざれば光なし人學はざれば道を了らず

第二十一課 塙保己一

塙保己一は、七ツの時盲目となり、按摩の業を習ひしが、あるときつらしくてもふやう、あれ盲目なりとも、人をみにすぐれて勉強せば、學者となることを叶はざるわけなし。と。られより人の足腰をもみなが

萬事不便なるを事ともせず、久しうが間、た
ゆみなくつとめしかば、はては目明きの
人々、多く保己一の弟子となりて、學ぶこと
となれり。世には兩眼あれども、一文字
をだに読みえぬもの多し。はづいかこと
の限にとる。

學問は心の眼

第二十二課 勸勉



古語に「勤むれば貧に勝つ」といひ、また『勉むれば匱乏からず』ともいへり。言ふところはつとむる人は必ず富むとのことなり。たゞ人に貧富の別あるは、天の禍福にはよらず、たゞ其人の勤むると勤めざるとによりて分るものなり。されば一日の日をもあだには過さず、業をはげみ家を興さんことを心がくべし。

人の職業には種々あれども、職業によりて貴賤の差別あるにあらず。されば各うの職業をつとめて、家を富さんことを務むべし。農夫の耕して利を得るも、商人の商ひして利を得るも、皆勤勉のむくいなり。はじめに勤勉の種を蒔けばこう、後に利得をのみ得んとたもふものは、種を蒔か

すうて實をこひぬがふにれなじ。時かぬ
種ははえぬといふ譲、よくへ思ひ合す
べし。

第二十三課 中島藤右衛門の事

なせばなりなせばならずなるやうをならず
と捨つる人のはかなき
といふ歌あり。世の中の事は勤めて焼ま
ざるとときは、大抵成就せざることなし。



中島藤右衛門は
常陸國の人なり。
うの住める村、山
と山との間に挿
まり、やせたる地
にて、五穀みのら
ず、唯蕎麥玉を生
ずるのみにて、食

料いたりて乏しかりしを、藤右衛門ある
とき思ふやう、どんなにやく玉を精製して
廣く世間に賣りひろめなば、村人の利益
極めて大ならんと。それより心をこめて
十年ばかり工夫し遂に製造の法を發明
し、たほくの資をなげうちて、うのことを
勤めたり。

かくて、藤右衛門がつくり出でし蒟蒻、や

らやく四方にひろまりしかば、村人みな
これにならひて作りいでし程に、後には
一郡の產出高、一年三十万圓の多さにの
ぼり、寒村變じて富郷となるに至れり。

第二十四課 節儉

家を保つのは勤と儉との二ツなり。勤
めうて財を得とも、それを使ふに法なく
ば、家富むことを能はず。あるに住せて漬に

金錢を費し、衣食に奢るは、遂に家をほろぼす基なり。人の一生には、れもひがけなき難儀に出会ふこともあるものなれば、つねに無用の費をはぶき、相應の貯蓄をなし、不時の需に備ふべし。

またわが身はいかに不足なくとも、世には貧しき人多し。さるをわが慾をのみほしじまゝにして、ひとりうの快樂をむさ

ほるは、おととじいやしむべし心なり。財にあまりあらば、世のまづき人にめぐむべし。これ人たるものゝ道なり。

第二十五課 綾部道弘の儉約

衣服は寒熱をふせぎ、飲食は饑渴をすくひ、住居は風雨をしのぐを以て足るものなれば、人々のく身分を守りて、みだりにたどるべからず。すべて奢は、家をせ

す基なりと知るべし。

綾部道弘は學博く、智ふかく、且たれやに孝行なる人なり。が、或る時道弘の子にうつぐ了き着物をれ



くりゝものあり。されども道弘はうの衣服をきることをゆるさず、子どもらに訓へて、いはく、この衣服は汝等にきせよとて人の贈りたるものなれども、かゝるうつくしき衣服をきならふときは、次第に奢に流れて、なに事にも儉約し難きに至らん。うれ故にわることをゆるさぬなりせひたりとぞ。

恭儉これ徳なり

第二十六課 忍耐

忍耐の要は已に克つをもとへす。已に克つとは、私慾のために心ひかるゝことなし、これをわざへしづむることなり。わざよう業をなすにあたり、最もせまなたげとなるものは私慾なり。古より名高き人も、私慾のために事をやありたる例甚だれ

ほし。よく私慾をわざへはつる人とうつひに事を成しとぐるものなれ。

第二十七課 「底ひなき」の歌

ふかき淵は、水靜にして、うの底も知れざれども、淺き瀬には、水たちさわがて、やかまゝものなり。さればむかしのうたに、底ひなきふちやはさゆい山川のあわせ瀬にとうあだ浪はたて

とあり。人もまたこれと同じく、心ひろく慮ふかき人は、ものにれちつきてからがろりからず、自ら人にも尊ばるゝものなれども、心せまく慮あさき人は、すこゝのことにもあわてさわぎ、したがひて人にもからんぜらるゝものなり。

第二十八課 原田左馬之助

原田左馬之助は伊達政宗のけらいにて、



勇武のほまれありゝ人なり。うの頃政宗の召抱へゝ武士に、後藤孫兵衛といふものあり、ある時途にて左馬之助にゆき逢ひ、あいさつ

せしに、左馬之助は氣付かずして行すぎたり。孫兵衛これより左馬之助をにくみ、無禮の振舞多かりしが、左馬之助は少しも尤めず、益々あつくもてなしだり。

孫兵衛によく腹立ちて、かゝるにつらひものあるは、伊達家の恥辱なり、斬りてすつべしとて、左馬之助の家にゆき、あいさつをもせず、爐にかけありし茶釜をと

りて投げつけ、すぐに刀を引ぬかんとす。左馬之助其腕をれさせへて、今あれら二人さしつかへて死なば、伊達家武功の士一人もなきに至らん、かゝる私怨のためには主家を忘るゝ汝ともれもはざりしにといひしかば、孫兵衛はぐめて左馬之助の度量に感じ、これより二人力を合せて、伊達家のためをはかれりとす。

うの量ひろきものはうの徳ひろい

第二十九課 報恩

恩を受けては必ずこれにもくゆべし。いかに小さき恩恵なりとも、必ずこれに報ゆる心なかるべからず。まして大なる恩恵をや。

わが大日本國民たるものは、まつ 天皇の洪恩を忘れもふべし。皇祖皇宗の國を創

めたまひしより、世々臣民を撫育したまひし洪恩は、しばらくも忘るべからず。次には父母の恩なり。生みの恩と、養ひの恩と、いかに孝養をつくすとも、むくにかたかるべし。

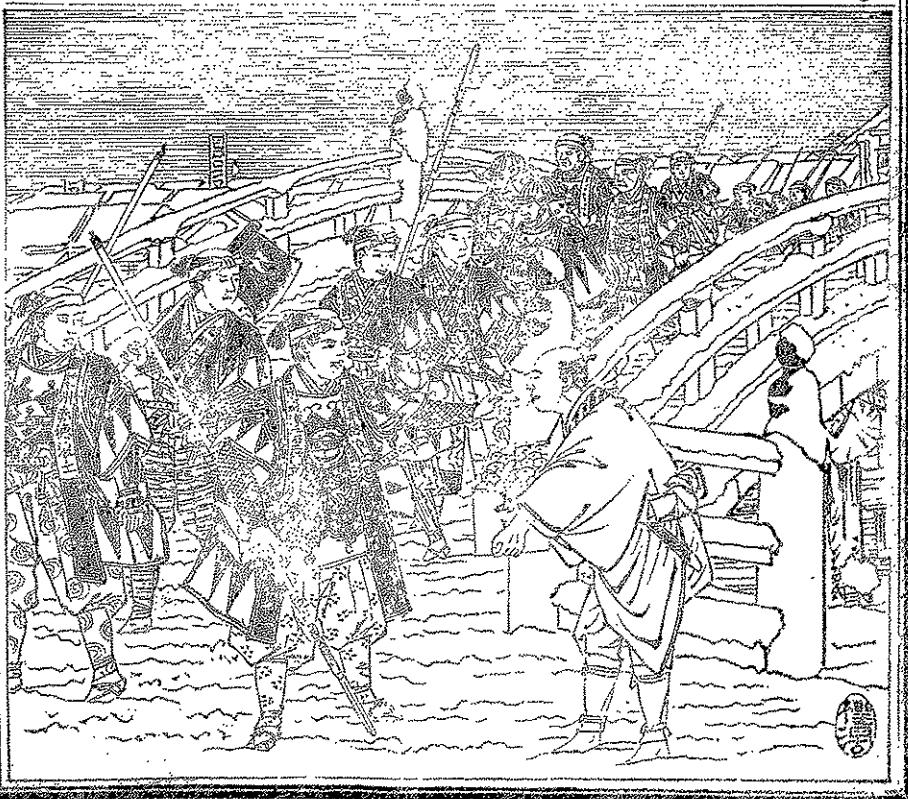
次には師の恩なり。父母に代りてわが身ををしへ、あれに生活の道を知らしめたるものなり。うの恩君父にひとし。

以上これを人の三恩としむかならずわ
するべからず。

第三十課 元助主恩を忘れず

赤穂義士四十七人の一人、片岡源五右衛門の僕に、元助といふもの、幼き時より片岡氏に事へて篤實勤勉のものなりしが、源五右衛門江戸に來りて貧しく暮しきときも、元助のみはなほ從ひて、おめく

うくつかへたり。
かくて一年ばかり
りありてのち、源
五右衛門同志の
もの四十六人と
主君の仇をむく
いんとて、なにげ
なく元助に暇を



とらせんとせしに、元助のあけをしらざれば、いづとまでもしたがひゆかんといひ、いかにさとしてもたちさらす。源五右衛門困りて、われ汝の爲すとと一々氣にいらぬゑ、暇をやるなりと、とあらゝげて叱りしに、元助によ／＼なきて、かく主人に見捨てられし上は、生くるもせんなど、自殺せんとせしかば、源五

右衛門今はとて、やむことを得ず、これは極めて秘密の事なれども、汝の志にかんじて話すなりとて、やう／＼まととのことを話し、かば、元助かつはよろこび、かつはかなしみ、涙ながらに片岡の家をいでゆきたり。うち四十七士の人々、志を果してかへりくる道に、元助はいでむかへて、蜜柑一箱をすゝめ、なほ人々のあ

とにしたがひて泉岳寺まで見送りし。四十七人の切腹せしのちはいかになりしか定かならず、同じく片岡のあとをれひて自殺せしならんと其頃の人々いひあへりとう。義士の家に義僕をいだす、まことに世の美談といふべし。

第三十一課 公益

家業をはげみて一家の計を立つるあひ

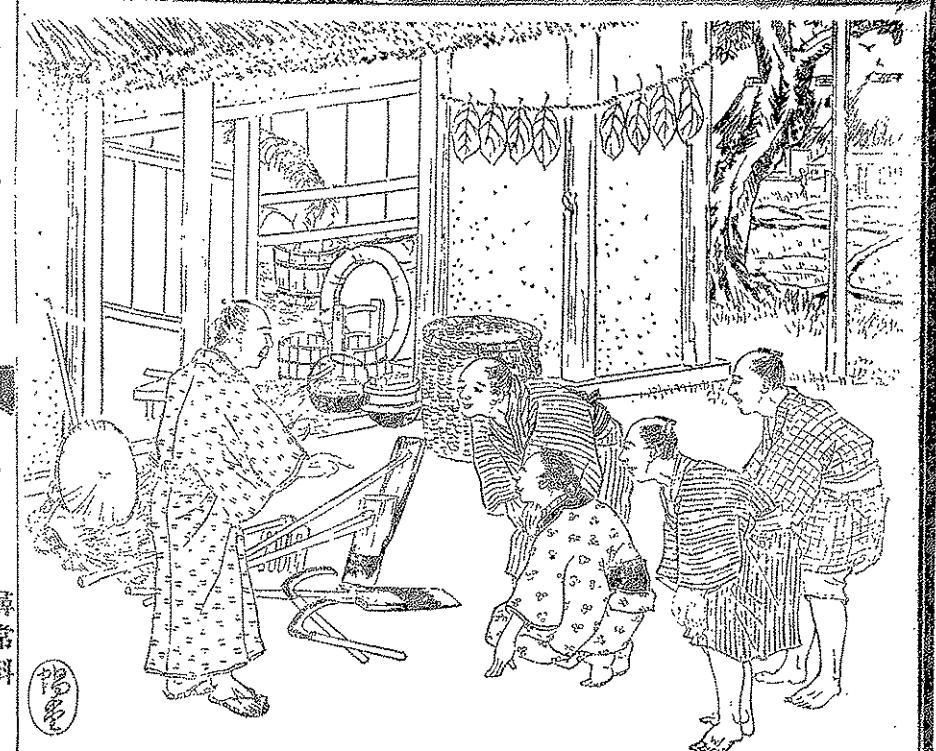
だにも、つねに公益と云ふことをわするべからず。家業をつとむるに唯一身一家を利せんとのみれもふべからず。ひろく世人のため、國家のため、利益をませんことを心がくべし。もくわが身を利せんがために、少しも他人の利益をれもはざるときは、必ず不義の事をも行ふにいたり、かへりて禍を得べし。

荒れたる土地を開き、壞れたる道路を繕ひ、堤防を築き水流を便にする等、其他有益の器械を發明するが如きは、みな公益の大なるものなれば、これらのためにには、其財と力とを吝むこと勿れ。

第三十二課 高橋傳五右衛門の事

高橋傳五右衛門は、信濃國佐久郡山部村の百姓なり。性質篤實なる人にて、よく先

祖のをへをま
もり、衣服飲食は
めりつかりと同
じきを用ゐ、つと
めて儉約を守り、
年々少しづゝの
米を貯へて、凶年の
の備となせり。



この村はじめは人家もいたりて少かり
しが、他國よりさまよひ来るものあると
きは、傳五右衛門よくうの人となりをし
らべたる上にて、家財農具をもかゝあた
へ、領主につげて村人となしあかば、のち
には他國の人にて、この村に永住せしも
の、百四十戸の多きにいたれりといふ。う
のうち、天明三年と六年との大饑饉には、

かねて貯へられたける米を取出して施し、
かば、村人はいふに及ばず、隣村の人まで
も、爲に餓死を免れたるものたほかりを
とう。

第三十三課 博愛

人に恩を施すほど、心樂しきことなし。世
には不仕合うちつゞきて、貧しき身となり、
衣食にせへ事かくもの多く。これらのも

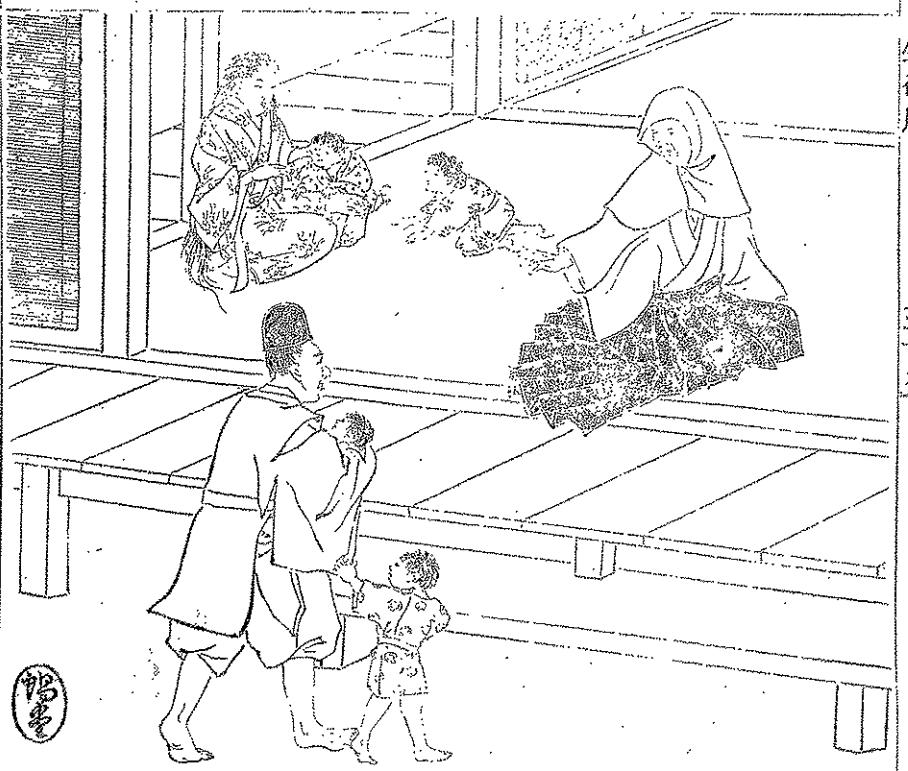
不幸なる人々に物を施すは、なきけあるものゝ喜びてなすべき事なり。

わが身ひとり富をかさねて、人の難儀をみぬふりするは、人情なき人といふべし。ことに、地震、洪水などにて人々多く難澁するときなどには、わが身分に應じて、財物をいたし、救助のとに力をつくすべし。

第三十四課 和氣法均のはなし

法均は和氣清磨の姉にて、志厚かりゝ人なり。うの頃藤原仲磨謀反をれこと、事顯れて罪に伏せしに、仲磨にくみして死刑に行はるべきもの數百人ありしを、法均愍みて天皇にねがひ奉りて、盡くろの死をなだめたり。又ある年饑饉なる上に、惡病さへ流行りて、人々難儀せしかば、子供を育てかねて捨つるものあまたあり

き。法均ふびんの
事にれもひて、人
を四方にいたし
て、棄兒を拾ひあ
げ、一々乳母を薦
へて養ひ上げた
もの、八十三人の
多きにいたれり



といふ。

徳は仁より大なるはなし

第三十五課 則教

平生は温厚和平にして、かりにも政暴の
振舞あるべからず。されどもつねに志を
養ひ、義理を重んじ、一旦の變にあひては、
かたく其志を執りて動くべからず。かく
するをまことの則教とす。

剛毅なる人は、内に守るところ確にして、
獨立の氣象に富み、決して人に依頼する
ことなし。ゆゑにいかなる變にあひても、
驚かず。獨立の氣象なきものは、他人に依
頼する心多く、したがひてわが志をまげ
ても、其人にこびへつらふに至る。これ人
たるものゝ最も恥づべきことなり。

第三十六課 高田屋嘉兵衛

安政の頃、露西亞といふ國、日本との通商
をねがひて、未だ許されざりしに、魯人ゴ
ロウ井ン等七人來りて、我國の商船を奪
ひ、蝦夷の海邊を測量せしかば、我國にて
は、七人のものを捕へて、獄屋につなぎれ
きたり。

うの頃高田屋嘉兵衛とて、蝦夷の地に漁
業を營みし人あり。あるとき船子四十人

を從へて、函館の海邊を進みゆきしに、一
發の砲聲とともに小船一艘近き來れり。
うの船には數十の露西亞人乗り込みゐ
て、皆銃を向け劍をひらめかし、嘉兵衛等
をからめとらんとす。嘉兵衛すともさ
わがず、大聲に叱りて曰く、我は大日本國
の商人高田屋嘉兵衛なり、何者うわれに
無禮を加ふると。露人等恐れて近かず、嘉



兵衛なほも船長
にあひて、うの無
禮を詰らんとて、
かの船に乗り移
りて、露西亞の軍
艦にいたり、とと
の曲を聞札り、
に、露西亞人はゴ

ロウ井ン等殺されしとき、あやまりて、
との振舞に及びしことを判然せり。

嘉兵衛ののち我が官府にいたりて、
との由をのべ、ゴロウ井ン等七人をゆる
して兩國の和を結ぶべしと説きしかば、
官府もつひに其請をいれ、ゴロウ井ン等
をゆるし、事安穩に治まりたり。これ皆嘉
兵衛が剛毅のなす所とて、歎稱せざるは

なく、露西亞人もふかく嘉兵衛の信義あ
つきに感じたりといふ。嘉兵衛は淡路國
の人にて、幼き頃は人に雇はれて船子と
なりし人なるがあまたの困苦を忍びて
つひには其名を海外までも耀すに至れ
り。

第三十七課　名和長年王事に勤む

元弘の亂に後醍醐天皇隱岐の國に遷

されれはせしが、勤王の師諸國に起ると
聞しめして、竊にとの島を遁れいでたま
ひ、伯耆の國にいたりたまひき。長年其頃
は長高といひてとのあたりの名族なり
しかば、天皇人を遣はしてのたまはす
やう、朕今隱岐よりとの地に來りて、た
ゞ卿をたのみとせり、卿若し勅を奉する
心なくば、この事を鎌倉に報すとも心の

まゝにせよと。長年勅を聞きて涙を流し、
一天萬乘の君として、うの御言葉とうか
しこけれ、長年一族どもをかりあつめて、
死力を盡して護り奉らんには、近國の賊
ども恐るべき事かはとて、直に軍をひき
つれて、天皇を迎へ奉り、先づ寨を船上
山に築きて専ら防戦の用意をなしたり。
あくれば賊將佐々木清高等、三千餘騎を



ひきゐて、攻め寄せりが、長年計を以て之
を討ち破りしに、清高は命からぐ、遁げ
行きたり。近國の武士どもごのよしを聞
き傳へ、あれもぐと、天皇の御味方に
馳せ集りて、其數數萬に上れり。かゝるう
ちに都の賊も滅びたる由聞にしかば、
天皇は長年を護衛として、安らかに都に
かへりたまひき。さて、天皇はごの度の

じと、一に長年が身をぬきんで、忠義を盡し、によれりとて、いたくろの功績をほめたまひ親ら文を作り、歌を添へて、長年にたまふうの御歌に、

忘れめやよるべもなみのあらじうをみふねのうへにとめし心は

と遊はされたり。又船上の船にちなみて、今より後は船を以て徽號とせよとて、帆

掛舟の畫をもたまはりしかば、長年かゝすぐも皇恩の忝きに感激し、これより後も益忠勤をはげみて、度々のゆくさに功名をあらはし、延元元年つひに討死を遂げたり。明治の初うの忠義を思召され、子孫を召し出して華族に列したまへり。

君に仕へて能く其身を致す

第三十八課 遵法

われ等が安全に月日をたぐることを得るは、國に法律規則ありて、われ等が生命財産等を保護し、これを犯さんとするものをば罪するかゆゑなり。もゝこの保護なき時は、ある者世にはひとりて、一日も安眠すること能はざるべし。この理を知らば、われらはつゝみてすべての法律

を守り、決して背くことあるべからず。
今の世は、よまのみのりをかゝこみてけりされ
となひれとなふなゆめ

第三十九課 愛國

上に萬世一系の天皇あり、下に千古不易の臣民あり、天皇は臣民を子の如くいづくしみたまひ、臣民は天皇を國の御親と尊ひたてまつり、上下相和し、君臣

相陸び、風俗淳美にして、人々節義を重んず。これあが國の、古より君子國の稱ある所以にして、世界萬國其比類なきところなり。

我等は幸にとの國の臣民と生れたれば、つねに天皇陛下の御爲に、この國を護りて、益との國の隆昌ならんことを心がけざるべからず。されば人々各其職業を

つとめて、納稅の義務を怠らず、つねに德行を重じて、天晴君子國の臣民たるをはづかしむべからず。又兵役の務に服ひては、護國の任をつくすことを樂み、一旦事あらば、義勇公に奉じて、一步も後にひくべからず。かくてこうまととの日本男兒といふべけれ。

すめらみくにのものゝるは、

いかなることをかつとむべき。
たゞ身にもてるまじゝろを、

きみとれやとにつくすまで。

第四十課 勅語を奉戴すべし
れぞれぞほくもあが 天皇陛下は、明治
二十三年十月三十日を以て、教育に關す
る勅語を下し賜へり。あれらこの國の臣
民たるもの、何を以てかこれに答へまつ

らん。たゞ 大御勅のまにくく、これを躬
に行ひて忠良の臣民となり、以て天壤無
窮の皇恩を扶翼し奉るの外なし。うの勅
語の第一は、父母ニ孝ニとのたまへり。父
母生育の恩は海山よりも大なるものな
れば、人の子として孝養をあするべか
らず。孝は人倫の第一なればなり。次には
兄弟ニ友ニとをしてたまへり。兄は弟を

愛し、弟は兄を敬し、兄弟親睦するを友といふなり。次には夫婦相和シとのたまへり。夫婦互によく和合して、しかも禮義を失はず、よく其家を保つべしとをしてへたまへるなり。次に朋友相信ジとは、朋友に交るに誠を以てし、許を挾むことなかれとの聖旨なり。さて 恭儉己ラ持シ博愛衆ニ及ボシ、學ラ修メ、業ラ習ヒ以テ智能

ラ啓發シ、德器ラ成就シ、進ンデ公益ラ廣メ、世務ラ開キ、常ニ國憲ラ重ンジ、國法ニ遵ヒ、とのたまぐるをばかゝることも聖旨によりて略解を述べんに、禮義禮讓を守りて、輕卒の事をなさず、他人をあはれみ恵み、又學問を怠らず、藝術を勉めて、自らの智識を發達させ、よく德行を磨くべし、うかして廣く世間の利潤となるべきことを

思慮して公盃を圖り、また國の憲法はもとより、諸の法律を重んじ、苟も犯す事なかるべしとのとなり。さて又國に變事などの起りたるとすれば、すべての事をばうちれきて、國を護らざるべからず。

大御勅に一旦縦急アレバ義勇公ニ奉ジ
とのたまへるはこれなり。以上の事ども
をつねづね忘れずに守るもののは忠良の

臣民なるうとのたまへるとう、レとく
か」とけれ。さればわれらは、一日たりとも
も、天皇陛下の御洪恩を忘るゝことな
く、忠義を盡したてまつるをば、修身の第
一義と心得、さて父母兄弟に對し、朋友ま
たは他人に對しては、常に大御勅のむね
を服膺して、身の行をなすべし。この道は
今古中外にわたりて、かはらぬ事、聖言に

ものたまへるが如く、われらが祖先のむかしより行ひ來り」とところなり。かつすくも大勅語を捧讀するのみに止まらず、つねに聖旨のあるところを奉體して、これを躬に行はんことをつとむべし。ゆめゆめ忘ると勿れ。

小學修身經卷之四 終

明治二十六年十一月十四日印 刷
明治二十六年十一月十七日發 行
明治二十七年一月卅一日訂正再版印刷
明治二十七年二月三日訂正再版發行

小學修身經		卷之四	參	錢
入門	定價金	卷壹	定價金	參
	五	七錢五厘	五	錢
卷貳	七錢五厘	定價金八錢五厘	九	錢
卷參	八錢五厘	定價金九錢五厘	九	錢

編輯者

天野爲之助

東京市麹町區土手三番町

北豊島郡南千住町元地方橋場町

廿九番地

千三百八十當地

東京市神田區裏神保町九番地

電話番號千〇六十二番

東京市京橋區弓町二十三番地

機

吉

版權

所有

發兌元

發兌元

印刷所

印刷所

三協合資會社

東京市京橋區弓町二十四番地

橋

書店

図書 和図書 邇



a 1 3 8 0 8 3 9 8 1 1 a

福岡教育大学蔵書